



三重県公報

令和元年8月9日(金)

第 28 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
公 安 委 規 則			
6	三重県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	(公 安 委 員 会)	2
告 示			
226	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長 寿 介 護 課)	2
227	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	(同)	3
228	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健 康 づ くり 課)	3
229	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(地 域 福 祉 課)	3
230	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	4
231	三重県営ライフル射撃場の利用料金の承認	(スポーツ 推 進 課)	4
232	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農 産 物 安 全 ・ 流 通 課)	4
233	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	5
234	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	5
235	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	6
選 管 告 示			
40	選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(選 挙 管 理 委 員 会)	6
41	三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(同)	7
42	政治資金規正法の規定による政治団体の異動に係る届出	(同)	7
43	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	8
44	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出	(同)	8
病 院 事 業 庁 告 示			
2	三重県立志摩病院の利用料金の承認	(病 院 事 業 庁)	8
公 告			
	土地改良区の役員の退任及び就任の届出	(農 地 調 整 課)	11
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(同)	12
	同件	(同)	12
	同件	(同)	13

公安委規則

三重県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年八月九日

三重県公安委員会委員長 山 本 進

三重県公安委員会規則第六号

三重県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

三重県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年三重県公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details changes to Article 3 regarding electronic information processing organizations and vehicle storage regulations.

附 則

この規則は、令和元年十月十五日から施行する。

告 示

三重県告示第 226 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

令和元年 8 月 9 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

Table listing designated home care service providers with columns for business number, name, location, provider name, date, and service type.

2471100491	たいせつ	熊野市飛鳥町大又 54 番地 6	合同会社たいせつ	令和元年 8月1日	訪問介護
2460590322	笑みたす訪問看護ステーション	津市高茶屋小森町 8 オークコート C201	エミタス株式会社	令和元年 8月1日	訪問看護
2460290451	訪問看護 S N' U p (スナップ)	四日市市安島二丁目 11-8	株式会社紅怜羽	令和元年 8月1日	訪問看護
2472900899	志摩市介護老人保健施設 志摩の里	志摩市志摩町片田 4807 番地 1	公益社団法人地域医療振興協会	令和元年 8月1日	訪問リハビリテーション
2470205713	デイサービス ゴールドエイジ松寺	四日市市松寺二丁目 18 番 31 号	ゴールドエイジ株式会社	令和元年 8月1日	通所介護
2470505815	ショートステイふくすけ	津市久居藤ヶ丘町 2573 番地 1	株式会社 L i B	令和元年 8月1日	短期入所生活介護

三重県告示第 227 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

令和元年 8 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 日 年 月 日	サービスの種類
2460590322	笑みたす訪問看護ステーション	津市高茶屋小森町 8 オークコート C201	エミタス株式会社	令和元年 8月1日	介護予防訪問看護
2460290451	訪問看護 S N' U p (スナップ)	四日市市安島二丁目 11-8	株式会社紅怜羽	令和元年 8月1日	介護予防訪問看護
2472900899	志摩市介護老人保健施設 志摩の里	志摩市志摩町片田 4807 番地 1	公益社団法人地域医療振興協会	令和元年 8月1日	介護予防訪問リハビリテーション
2470505815	ショートステイふくすけ	津市久居藤ヶ丘町 2573 番地 1	株式会社 L i B	令和元年 8月1日	介護予防短期入所生活介護

三重県告示第 228 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和元年 8 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
薬局	エンゼル薬局 四日市中央店	四日市市城北町 40-2	令和元年 8 月 1 日
薬局	エンゼル薬局 四日市南店	四日市市山田町 5570-10	令和元年 8 月 1 日
薬局	スギ薬局 松阪南店	松阪市駅部田町 513 番地 6	令和元年 8 月 1 日
薬局	ウエルシア薬局 東員町山田店	員弁郡東員町大字山田 2898 番地 1	令和元年 8 月 1 日

三重県告示第 229 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和元年 8 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
青木 秀人	まごころあふれる整骨院	松阪市下村町 826	令和元年 7 月 1 日
奥村 康治	元気じるし四日市治療院	四日市市大宮町 21 番 6-2 号	令和元年 8 月 1 日

三重県告示第 230 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和元年 8 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
青木 秀人	まごころあふれる整骨院	松阪市下村町 826	令和元年 7 月 1 日
奥村 康治	元気じるし四日市治療院	四日市市大宮町 21 番 6-2 号	令和元年 8 月 1 日

三重県告示 231 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、三重県営ライフル射撃場の利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県営ライフル射撃場の利用料金の承認（平成 31 年三重県告示第 131 号）は、令和元年 9 月 30 日限り廃止します。

令和元年 8 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定管理者
三重県ライフル射撃協会
会長 中村 孝夫

- 2 利用料金の額
50m射場

区 分		1 時間につき (2 時間まで)	1 時間につき (2 時間を越える部分)
個人利用	生徒・学生	200 円	100 円
	一 般	350 円	200 円
専用利用		4,480 円	4,480 円

10m射場

区 分		1 時間につき (2 時間まで)	1 時間につき (2 時間を越える部分)
個人利用	生徒・学生	150 円	100 円
	一 般	300 円	150 円
専用利用		3,620 円	3,620 円

備考

- 1 専用利用とは、施設等を一括して利用する場合をいう。
 - 2 1 時間に満たない時間は、1 時間とする。
 - 3 学生は大学生まで含む。
- 3 利用料金の承認年月日
令和元年 7 月 22 日
 - 4 利用料金の適用年月日
令和元年 10 月 1 日

三重県告示第 232 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和元年 8 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 登録年月日及び登録番号
平成 14 年 8 月 12 日 第 15 号
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
伊勢農業協同組合	代表理事組合長 西村 隆行	度会郡度会町大野木 1858 番地

- 3 変更内容
代表者の変更
代表理事組合長 西村 隆行

三重県告示第 233 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 の規定において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和元年 8 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松阪市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
松阪市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 234 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和元年 8 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 木曾岬弥富停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
桑名郡木曾岬町新輪 1 丁目 12 番 6 地先 から 桑名郡木曾岬町新輪 1 丁目 3 番 1 地先 まで	旧	17.0~21.1	81.3
	新	17.0~38.0	81.3

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大台宮川線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
-----	------	------------	---------

多気郡大台町弥起井字大道ノ下 313 番 4 地先 から 多気郡大台町弥起井字ウハラビ 246 番 16 地先 まで	旧	9.3~39.5	348.9
	新	10.1~39.5	348.9

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊勢大宮線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡度会町田口字東出 1608 番 1 地先内	旧	12.6~16.9	59.3
	新	12.6~20.1	59.3

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南勢磯部線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
志摩市磯部町下之郷字大崎 1494 番 3 地先 から 志摩市磯部町下之郷字大矢 1493 番 2 地先 まで	旧	5.9~7.3	42.0
	新	6.5~8.0	42.0

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長島港古里線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
北牟婁郡紀北町長島字大向井 2028 番 58 地先 から 北牟婁郡紀北町長島字大向井 2017 番 2 地先 まで	旧	1.9~37.7	76.1
	新	10.4~66.8	76.1

三重県告示第 235 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 令和元年 8 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 上野鈴鹿線	鈴鹿市安塚町字源平塚 1350 番 48 地先 から 鈴鹿市安塚町字源平塚 1350 番 324 地先 まで	令和元年 8 月 9 日
県道 鈴鹿芸濃線	亀山市安知本町字井林 1296 番 6 地先 から 亀山市安知本町字井林 1296 番 5 地先 まで	令和元年 8 月 9 日

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 40 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を次のとおり告示します。

令和元年三重県選挙管理委員会告示第 34 号は、廃止します。

令和元年 8 月 9 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

50分の1の数 30,150

80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 288,438

三重県選挙管理委員会告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示します。

令和元年三重県選挙管理委員会告示第35号は、廃止します。

令和元年8月9日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

選挙区名	3分の1の数
津市	76,927
四日市市	85,409
伊勢市	35,839
松阪市	45,300
桑名市・桑名郡	40,485
鈴鹿市	53,849
名張市	22,139
尾鷲市・北牟婁郡	9,970
亀山市	13,245
鳥羽市	5,442
熊野市・南牟婁郡	10,589
いなべ市・員弁郡	19,403
志摩市	14,687
伊賀市	24,923
三重郡	18,064
多気郡	13,235
度会郡	13,001

三重県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第7条の2第1項の規定に基づき公表します。

令和元年8月9日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党伊賀支部	倉下 博	主たる事務所 の所在地	伊賀市柘植町 1799-1	伊賀市小杉 1614	平成30年 7月14日	政党
いなべ医師連盟	渡邊 治彦	主たる事務所 の所在地	いなべ市員弁町 大泉新田5	いなべ市北勢町 中山9-1	令和元年 6月18日	
全国林業政治連盟 三重県支部	上田 和久	代表者	渡邊 治彦	桑原 浩	令和元年 6月24日	
中部電力労働組合 政治連盟三重総支	番条 喜芳	会計責任者	中川 真成	福田 智	平成30年 6月5日	

部

翼く三重の会	番 条 喜 芳	会計責 任者	山 本 和 典	竹 内 孝 昇	平成 30 年 12 月 17 日
三重県電力総連政 治活動委員会	番 条 喜 芳	会計責 任者	山 本 和 典	竹 内 孝 昇	平成 30 年 8 月 4 日
三重県民主教育政 治連盟	杉 本 熊 野	代表者	杉 本 熊 野	後 藤 健 一	令 和 元 年 5 月 12 日
		会計責 任者	山 門 真	中 村 武 志	
吉田博康後援会	宮 本 裕 司	代表者	宮 本 裕 司	田 原 義 洋	平成 31 年 4 月 1 日

三重県選挙管理委員会告示第 43 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和元年 8 月 9 日

		三重県選挙管理委員会委員長	高 木 久 代
政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
川崎正次後援会	鬼 池 義 博	平成 31 年 3 月 31 日	
佐藤しげじ後援会	佐 藤 茂 治	令和元年 6 月 13 日	
住みよい街づくり研究会	川 崎 正 次	平成 31 年 3 月 31 日	
民主青年党	瀬 野 互	平成 29 年 12 月 31 日	

三重県選挙管理委員会告示第 44 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項第 1 号の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和元年 8 月 9 日

		三重県選挙管理委員会委員長	高 木 久 代
資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日	
川 崎 正 次	住みよい街づくり研 究会	平成 31 年 3 月 31 日	

病院事業庁告示

三重県病院事業庁告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、三重県立志摩病院の利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県立志摩病院の利用料金の承認（平成 26 年三重県病院事業庁告示第 4 号）は、令和元年 9 月 30 日限り廃止します。

令和元年 8 月 9 日

三重県病院事業庁長 加 藤 和 浩

- 1 指定管理者
公益社団法人地域医療振興協会
理事長 吉新 通康
- 2 利用料金の額

下記の表に掲げるものにあつては同表に定める額とし、これら以外のものにあつては健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関

する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下これらを「診療報酬の算定方法」という。）、健康保険法第 85 条第 2 項及び第 85 条の 2 第 2 項並びに高齢者の医療の確保に関する法律第 74 条第 2 項及び第 75 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 4 項第 1 号及び第 53 条第 2 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに限り適用する。）その他法令等により定められた算定方法に基づき算定した額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定に基づき消費税が課されるものにあつては、その額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。））とする。ただし、診療契約によるものについては、その契約額とする。

区分	単位	金額（円）
1 診療料（自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）の適用のあるものに限る。）		診療報酬の算定方法に基づく 1 点の単価に 2.0 を乗じて算定した額
2 死体検案料	1 件につき	9,530
3 死体処理料	1 件につき	7,530
4 洗濯料		
(1) 下着、靴下、ハンカチ、タオル、Tシャツ、布おむつその他これらに類するもの	1 件につき	50
(2) 寝巻、襟付きシャツ、運動着、浴衣、バスタオルその他これらに類するもの		100
(3) 上衣、ズボン、スカート、セーター、ワンピースその他これらに類するもの		150
(4) 防水シーツ、失禁マットその他これらに類するもの		200
5 自動車使用料	1 キロメートルにつき	
(1) 患者搬送の場合		90
(2) 訪問診療等の場合		20
6 分べん料（1 児を 1 件とし、多胎の場合の 2 児以上については、時間内料金とする。）	1 件につき	
(1) 時間内の場合		172,000
(2) 時間外の場合		178,000
(3) 深夜又は休日の場合		187,000
7 人工妊娠中絶料	1 件につき	
(1) 11 週まで		
ア 経産婦		87,000
イ 未産婦		94,000
(2) 12 週以上		155,000
8 新生児管理料	1 日につき	8,500
9 新生児介補料	1 日につき	
(1) 消費税法別表第 1 第 8 号に係る場合		3,810
(2) その他の場合		4,190
10 乳児介補料	1 日につき	
(1) 消費税法別表第 1 第 8 号に係る場合		570
(2) その他の場合		620
11 予防接種料	1 件につき	
(1) 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）の規定によるもの		
ア ジフテリア、百日せき、破傷風及び急性灰白髄炎（4 種混合）		12,090
イ ジフテリア、百日せき及び破傷風（3 種混合）		7,720

ウ ジフテリア及び破傷風 (2種混合)		6,600
エ 急性灰白髄炎 (ポリオ)		8,550
オ 麻しん及び風しん		10,880
カ 麻しん		7,510
キ 風しん		7,510
ク 日本脳炎		
(ア) 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン製剤を使用するもの		7,730
(イ) その他のもの		6,910
ケ 結核		8,020
コ Hib感染症		10,010
サ 肺炎球菌感染症 (小児又は高齢者がかかるものに限る。)		9,150
シ ヒトパピローマウイルス感染症		15,740
ス 水痘		9,350
セ インフルエンザ		4,550
(2) その他のもの		
ア おたふくかぜ		7,820
イ B型肝炎		7,010
ウ 肺炎球菌感染症 ((1)サに掲げるものを除く。)		9,150
エ ロタウイルス胃腸炎		13,550
12 ウイルス抗体価検査料	1項目につき	860
13 生命保険等に係る医師面談料	1件30分につき	5,500
14 診察券の再交付料	1枚につき	200
15 エックス線等フィルムの複写料及び複製料	1枚につき	
(1) 複写料		
ア 半切		780
イ 大角		600
ウ 大四ツ切		570
エ 四ツ切		480
オ 六ツ切		460
カ B4		730
(2) 複製料		
光ディスク (日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)		850
16 薬剤容器料	1個につき	
(1) 大 (容量 300cc 以上)		60
(2) 中 (容量 30cc 以上 300cc 未満)		50
(3) 小 (容量 30cc 未満)		40
17 製氷器使用料	1回につき	50
18 電気機器使用料	1日につき	80
19 その他療養の給付に直接関係のないサービス等 (実費徴収できるものに限る。)	1件につき	実費に相当する額

備考

- 1 時間内とは午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの時間を、時間外とは時間内及び深夜以外の時間を、深夜とは午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間をいう。ただし、土曜日にあつては、深夜以外の時間

については時間外とする。

- 2 休日とは、前号に規定する時間区分にかかわらず、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日をいう。

加算分

区分	単位	金額（円）
1 特別室の使用	1 日につき	
(1) 消費税法別表第 1 第 8 号に係る場合		
ア S 室		15,000
イ A 室		6,000
ウ B 室		5,000
エ C 室		4,000
オ D 室		3,000
カ E 室		2,500
キ F 室		2,000
ク G 室		1,000
(2) その他の場合		
ア S 室		16,500
イ A 室		6,600
ウ B 室		5,500
エ C 室		4,400
オ D 室		3,300
カ E 室		2,750
キ F 室		2,200
ク G 室		1,100
2 非紹介患者の初診（緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）	1 回につき	
(1) 消費税法別表第 1 第 8 号に係る場合		1,000
(2) その他の場合		1,100
3 入院期間が 180 日を超える入院（厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が 180 日を超えた日以後の入院（厚生労働大臣が定める状態等にある者に係るものを除く。）をいう。）	1 日につき	
(1) 消費税法別表第 1 第 8 号に係る場合		1,990
(2) その他の場合		2,190

- 3 利用料金の承認年月日

令和元年 8 月 1 日

- 4 利用料金の適用年月日

令和元年 10 月 1 日

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和元年 8 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

住山土地改良区（亀山市住山町 352 番地）

退任理事

亀山市住山町 352

服 部 紀 郎

亀山市住山町 118-1	服 部 信 明
" " 354	服 部 興太郎
" " 498-5	服 部 英 雄
" " 135	服 部 裕
" " 369-1	橋 爪 成 義
" " 377	大 泉 廣 巳
" 羽若町 797-9	川 戸 博
退任監事	
亀山市住山町 304	服 部 武 彦
" " 310-1	服 部 功
就任理事	
亀山市住山町 352 番地	服 部 紀 郎
" " 118 番地 1	服 部 信 明
" " 354 番地	服 部 興太郎
" " 498 番地 5	服 部 英 雄
" " 135 番地	服 部 裕
" " 383 番地	服 部 喜代一
" " 377 番地	大 泉 廣 巳
" 羽若町 797 番地 9	川 戸 博
就任監事	
亀山市住山町 310 番地 1	服 部 功
" 亀田町 444 番地 4	葛 西 功

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、県営中山間地域総合整備事業（一般型）熊野地区（農道整備）計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和元年 8 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間
令和元年 8 月 13 日から同年 9 月 9 日まで
- 縦覧の場所
熊野市役所農業振興課（熊野市井戸町 796 番地）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、県営中山間地域総合整備事業（一般型）熊野地区（農地防災）計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、

この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和元年 8 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和元年 8 月 13 日から同年 9 月 9 日まで
- 3 縦覧の場所
熊野市役所農業振興課（熊野市井戸町 796 番地）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、県営中山間地域総合整備事業（一般型）熊野地区（農業用排水施設整備）計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和元年 8 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和元年 8 月 13 日から同年 9 月 9 日まで
- 3 縦覧の場所
熊野市役所農業振興課（熊野市井戸町 796 番地）

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
